消 防 局訓令番号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓令第1号		令和2年3月31日
	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規 程の一部を改正する訓令	令和2年3月31日
消 防 局 訓令第3号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一 部を改正する訓令	令和2年3月31日

消防局訓令第1号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程(平成13年さいたま市消防本部訓令第1 0号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(手袋)

- 第15条 手袋の着用は、次に掲げるとおりとする。| 第15条 手袋の着用は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 革手袋及び防火手袋は、消火活動、訓練その 他の業務に従事する場合に着用するものとする。
 - (3) [略]

(靴)

- 第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。 ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 短靴は、次号から第4号までに規定する場合 以外の場合に用いるものとする。
 - (2) パンプスは、女性消防吏員が正装の場合に着 用するものとする。
 - (3) 編上靴は、救助隊員が原則着用するほか、消 防隊員及び救急隊員が災害活動、警戒、訓練等 に従事する場合に着用するものとする。
 - (4) 「略]
 - (5) 前各号の規定にかかわらず、次に掲げる場合 には、短靴、パンプス、編上靴及び防火長靴以 外の靴を着用することができる。

ア~ウ 「略]

(階級章等)

第22条 階級章、名札、き章、消防長章並びに上 | 第22条 階級章、名札、き章、消防長章及び予防 級予防技術資格者章及び予防技術資格者章の着用 被服は次に掲げるとおりとし、着用位置について は別図のとおりとする。

改正前

(手袋)

- - (1) 「略]
 - (2) 革手袋及び耐切創繊維手袋は、消火活動、訓 練その他の業務に従事する場合に着用するもの とする。
 - (3) 「略]

(靴)

- 第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。 ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 男性消防吏員の短靴及び女性消防吏員のパン プスは、正装及び略装を着用する場合に用いる ものとする。
 - (2) 女性消防吏員の短靴は、略装を着用する場合 に用いるものとする。
 - (3) 活動靴は、消防隊員及び救急隊員が原則着用 するものとする。
 - (4) 編上靴は、救助隊員が原則着用するほか、消 防隊員及び救急隊員が災害活動、警戒及び訓練 等に従事する場合に着用するものとする。
 - (5) 長靴は、雨雪時又は作業の性質上必要と認め られる場合に着用するものとする。
 - (6) 「略]
 - (7) 次に掲げる場合には、活動靴又は編上靴以外 の靴を着用することができる。

ア~ウ 「略]

(階級章等)

技術資格者章の着用被服は次に掲げるとおりとし、 着用位置については別図のとおりとする。

(1)~(3) [略]

(4) 上級予防技術資格者章及び予防技術資格者章 は、冬服及び夏服に着用する。

別表(第2条関係)

(1) 消防吏員の服装

防火 手袋 [略] 紺色の難燃繊維の織物とする。 上級 P防 技術 資格 者章 集式 Pw を金色とする。 アルミ製で、上段に「Fi re Prevention Expert」、下段に「予防技術資格者章 格者」のでする。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を表する。 を記し、表示するは、 とする。 ア状及びする。 ア状及びする。 ア状及びする。 ア状及でする。 ア状及でする。 とおりとする。 とおりとする。 ただし、生地は銀色とする。 予防 技術資格者章 上級予防技術資格者章と同様とする。 ただし、生地は銀色とする。	品名	区分	摘要
手袋 する。 上級 予防 技術 資格 者章 生地を金色とする。アルミ製で、上段に「Fi re Prevention Expert J、下段に「予防技術資格 格子」、それする。市章を表示する。市章を表文に「予防技術である。本人では、大学を制造し、大学を制造し、大学を制造し、大学を制造し、大学を制造し、大学を制造し、大学を制造し、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	[略	·]	
上級製式生地を金色とする。 アルミ製で、上段に「Fi re Prevention Expert 」、下段に「予防技術資格者」の文字を黒色で表示し、それらの左側に部章を表示する。市章を表示する。市章を表示する。 		[略]	
上級製式生地を金色とする。 アルミ製で、上段に「Fi re Prevention Expert 」、下段に「予防技術資格者」の文字を黒色で表示し、それらの左側に部章を表示する。市章を表示する。市章を表示する。 のうち文字は黒色、他は緑色とする。裏面については、安全ピンけ法は、図のとおりとする。予防 技術 資格 者章[略]上級予防技術資格者章と同様とする。ただし、生地は銀色とする。	Γ H/2	<u> </u> {	
技術 資格 者章	上級防技術資格	-	アルミ製で、上段に「Fi re Prevention Expert 」、下段に「予防技術資 格者」の文字を黒色で表 示し、それらの左側に市 章を表示する。市章部分 のうち文字は黒色、左右 弧は黄緑色、他は緑色と する。裏面については、 安全ピンとする。 形状及び寸法は、図のと
	技術 資格	[略]	同様とする。ただし、生
	「略	<u>. </u>	I

(2) [略]

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

[消防吏員]

[略]

<u>上級予防技術資格者章及び予防技術資格者章</u> [略]

(1)~(3) [略]

(4) 予防技術資格者章は、冬服及び夏服に着用する。

別表 (第2条関係)

(1) 消防吏員の服装

	が 史貝の 加湯	
品名	区分	摘要
[略		
耐切	[略]	紺色の <u>耐切創繊維</u> の織物
創繊		とする。
維手		
<u>袋</u>		
[略	.]	
予技資者防術格章	[略]	生地を金属色としたアルミ製で、上段に「Fire Prevention Expert」、下段に「予防技術資格者」の文字を黒色で表示し、それらの左側に市章を表示する。市章部分のうち文字は黒色、左右弧は黄緑色、他は緑色とする。裏面については、安全ピンとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
[略	.]	
(O) FI	m& 7	

(2) [略]

図(数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。)

「消防吏員]

[略]

予防技術資格者章

[略]

表



附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に給与されている活動靴及び長靴の着用については、この 訓令による改正後のさいたま市消防吏員の服装に関する規程第17条の規定にかか わらず、なお従前の例による。

消防局訓令第2号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令 さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規程(平成13年さいたま市消 防本部訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

区分		防吏員	男性消	防隊員	救急	隊員	救助	隊員
		数量1	1回に	数量1	1回に	数量1	1回に	数量1
	申請で	当たり	申請で	当たり	申請で	当たり	申請で	当たり
	きる最	の点数	きる最	の点数	きる最	の点数	きる最	の点数
	大数量		大数量		大数量		大数量	
,	1	8	1	8	1	8	1	8
	1	9	1	9	1	9	1	9
上衣	2	3 8	2	3 8	2	3 8	2	3 8
ズボン	2	2 3	2	2 3	2	2 3	2	2 3
ネクタイ	2	3	2	3	2	3	2	3
バンド	2	5	2	5	2	5	2	5
上衣(長袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
上衣(半袖)	2	1 6	2	1 6	2	1 6	2	1 6
ズボン	2	1 4	2	1 4	2	1 4	2	1 4
寒衣	1	4 1	1	4 1	1	4 1	1	4 1
	4	1	4	1	4	1	4	1
	2	1 4	2	1 4	2	1 4	2	1 4
	2	6	2	6	2	6	2	6
上衣	2	2 0	2	2 0	2	2 0	2	2 0
ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
バンド	2	2	2	2	2	2	2	2
上衣	2	2 0	2	2 0	2	2 0	2	2 0
ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7	2	1 7
寒衣	1	2 9	1	2 9	1	2 9	1	2 9
	2	2 9	2	2 9	2	2 9	2	2 9
	2	2 4	2	2 4	2	2 4	2	2 4
	1	2 3	1	2 3	1	2 3	1	2 3
	上衣 ズカタイ バ大衣 (半袖) 上衣 ボン 来本 上衣 ボンド 上衣 ボンド 上ズ ボンド 上ズ ボン	1回に 申請できる最大数量11上衣えがン上衣(長袖)上衣(半袖)ま衣1上衣(半袖)2上衣よがン2上衣2上衣2上衣2上衣2上衣2上衣2ま衣12ま衣2ま衣2ま衣2ま衣2ま衣2ま衣222222222222222222	日回に 数量 1 申請で 当たり きる最	1回に 数量1 1回に 申請で 当たり 申請できる最大数量 た数量 大数量 1 8 1 9 1 上衣 2 38 2 ズボン 2 3 2 ネクタイ 2 3 2 バンド 2 5 2 上衣(長袖) 2 16 2 上衣(半袖) 2 16 2 寒衣 1 41 1 4 1 4 2 14 2 上衣 2 6 2 上衣 2 6 2 上衣 2 2 2 2 上衣 2 2 9 2 寒衣 1 2 9 1 2 2 2 4 2	日回に 数量1 日回に 数量1 申請で 当たり 申請で 当たり 申請で 当たり 大数量	1回に 数量1 1回に 数量1 1回に 対象量 1 1回に 数量1 2 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 2 3	1回に 数量1 2日間に 数量1 2日記数 2日数数 2日数数数 2日数数数 2日数数数数 2日数数数 2日数数数 2日数数数数 2日数数数数 2日数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	1回に 数量1 1回に 数量1 1回に 数量1 1回に 申請で 当たり 申請で 当たり 申請で 当たり 申請で 当たり 申請で きる最 大数量

冬救急服	上衣					2	2 7		
	ズボン					2	2 0		
	バンド					2	5		
夏救急	上衣(長袖)					2	2 5		
服	上衣(半袖)					2	2 4		
	ズボン					2	1 9		
救急服襟						6	2		
救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 1
夏救助服	上衣							2	4 2
	ズボン							2	4 1
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5	4	5
作業用手	袋	4	4	4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	1 6	4	1 6	4	1 6	4	1 6
名札	活動服	4	1	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1		
	救助服							4	1
音楽隊冬	• 夏服用短靴	1	1 8	1	1 8	1	1 8	1	1 8

別表第2 (第2条関係)

	区分	女性消	 防吏員	女性消	 防隊員	救急隊員		
					数量1当			
					たりの点			
品目		最大数量		最大数量		最大数量		
冬帽		1	1 4	1	1 4	1	1 4	
夏帽		1	1 7	1	1 7	1	1 7	
冬服	上衣	2	3 8	2	3 8	2	3 8	
	スカート	2	2 8	2	2 8	2	2 8	
	ズボン	2	2 4	2	2 4	2	2 4	
	ベスト	2	2 5	2	2 5	2	2 5	
	ネクタイ	2	7	2	7	2	7	
夏服	上衣(長袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7	
	上衣(半袖)	2	1 7	2	1 7	2	1 7	
	スカート	2	1 6	2	1 6	2	1 6	
	ズボン	2	1 6	2	1 6	2	1 6	
	バンド	2	5	2	5	2	5	
冬服用防	寒衣	1	4 1	1	4 1	1	4 1	
白手袋		4	1	4	1	4	1	
パンプス		2	1 6	2	1 6	2	1 6	
短靴		2	1 4	2	1 4	2	1 4	
略帽		2	6	2	6	2	6	
活動服	上衣	2	2 0	2	2 0	2	2 0	
	ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7	
	バンド	2	2	2	2	2	2	
夏活動服	上衣	2	2 0	2	2 0	2	2 0	
	ズボン	2	1 7	2	1 7	2	1 7	
活動用防	——— 寒衣	1	2 9	1	2 9	1	2 9	

雨衣		2	2 9	2	2 9	2	2 9
編上靴		2	2 4	2	2 4	2	2 4
防火長靴		1	2 3	1	2 3	1	2 3
冬救急服	上衣					2	2 7
	ズボン					2	2 0
夏救急服	上衣 (長袖)					2	2 5
	上衣(半袖)					2	2 4
	ズボン					2	1 9
救急服襟						6	2
保安帽		1	1 2	1	1 2	1	1 2
シャツ	長袖	4	6	4	6	4	6
	半袖	4	5	4	5	4	5
革手袋		4	5	4	5	4	5
作業用手	袋	4	4	4	4	4	4
防火手袋		4	1 6	4	1 6	4	1 6
名札	活動服	4	1	4	1	4	1
	救急服					4	1
音楽隊冬	・夏服用短靴	1	1 8	1	1 8	1	1 8

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

給与品及び個人貸与品管理状況検査表

年原	Ŧ	所从	勇	β	皆級	職員番号		氏名	
1 給与品] []						•		
	品名	使月		今年度	اِ	品名	使用	現有数	今年度
	ш 41	期間	1	申請数		н 4н	期間	が日数	申請数
冬帽		5年			編上靴		3年		
夏帽		5年			防火長靴	r	5年		
冬服	上衣	5年	I		冬救急服	上衣	3年		
	ズボン	5年				ズボン	3年		
	スカー	ト 5年	=			バンド	3年		
	ベスト	5年	=		夏救急服	上衣 (長袖)	3年		
	ネクタイ	7 3年	=			上衣 (半袖)	3年		
	バンド	3年				ズボン	3年		
夏服	上衣(扫	長袖) 3年	=		救急服襟		1年		
	上衣(半袖) 3年	=		救助服	上衣	3年		
	ズボン	3年	=			ズボン	3年		
	スカー	ト 3年	=		夏救助服	上衣	3年		
冬服用防寒	寒衣	5年	=			ズボン	3年		
白手袋		1 年	Ξ.		保安帽		5年		
短靴		3年	Ξ.		シャツ	長袖	1年		
パンプス		3年	Ξ.			半袖	1年		
略帽		3年	Ξ.		革手袋		1年		
活動服	上衣	3 年	Ξ.		作業用手組	Š	1年		
	ズボン	3年	Ξ.		防火手袋		1年		
	バンド	3年	Ξ.		名札	活動服	3年		
夏活動	上衣	3年	Ξ.			救急服	3年		
服	ズボン	3年	Ξ.			救助服	3年		
活動用防寒衣 5年		Ξ.		音楽隊冬	• 夏服用短靴	5年			
雨衣			Ξ.						
2 個人質	学 与品	•	•	•	*		•		
	品名	<u> </u>	貸与数	現有数		品 名		貸与数	現有数
装備品	階級章		2		防火服	防火帽(消防	隊用)	1	
1	. Lt	-		1	II .) - 7 (NUBL	->/ >		

	品 名	貸与数	現有数		品 名	貸与数	現有数			
装備品	階級章	2		防火服	防火帽 (消防隊用)	1				
	き章	1			しころ (消防隊用)	1				
	消防手帳	1			上衣	1				
	消防隊員章	1			墜落制止用器具	1				
	救急救命士章	1			ズボン	1				
	上級予防技術資格者章	1								
	予防技術資格者章	1								
	警笛	1								

備考 1 非該当項目については斜線を引く。

2 給与品の現有数については、使用期間に関わらず使用可能なものの数とする。

所属長 確認印

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

消防局訓令第3号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令 消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程(平成15年消防局訓令第1号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以正後即分のが行在することは、当該以正後即分を加える。										
	改正後				改正前					
別	表第1(第3条関係)				別	表第1(第3条関係)				
	共通専決事項					共通専決事項	_			
	専決事項	課	署	部		専決事項 課 署 部				
		長	長	長		長長長				
	1 病気休暇及び特別休暇(さ	[[[1 病気休暇及び特別休暇(さ [[
	いたま市職員の勤務時間、休	略	略	略		いたま市職員の勤務時間、休 略 略 略				
	日及び休暇に関する条例施行]]]		日及び休暇に関する条例施行]]				
	規則(平成13年さいたま市					規則(平成13年さいたま市				
	規則第29号)第21条第1					規則第29号)第21条第1				
	項第3号 <u>及びさいたま市会計</u>					項第3号を除く。)を承認す				
	年度任用職員の勤務時間及び					ること。				
	休暇に関する規則(令和元年									
	さいたま市規則第51号)第									
	<u>11条第2項第1号</u> を除く。									
)を承認すること。									
	(1)~(3) [略]					(1)~(3) [略]				
	2 職員(地方公務員法(昭和					2 職務専念義務を免除するこ				
	25年法律第261号) 第2					と(さいたま市職員の職務に				
	2条の2第1項に規定する会					専念する義務の特例に関する				
	計年度任用職員(以下「会計					条例施行規則(平成14年さ				
	年度任用職員」という。)を					いたま市人事委員会規則第1				
	除く。)の職務専念義務を免					6号)第2条第10号から第				
	除すること(さいたま市職員					12号までに限る。)。				
	の職務に専念する義務の特例									
	に関する条例施行規則(平成									
	14年さいたま市人事委員会									
	規則第16号)第2条第10									
	号から第12号までに限る。 、									
) ₀ (0) [m/x]					(4) (0) [mfr]				
	(1)~(3) [略]					[略]				
	3~8 [略]					3~8 [略]				
	9 会計年度任用職員を任免す					9 <u>臨時職員</u> を任免すること。				
	ること。						╛			

10 会計年度任用職員の職務 専念義務を免除すること。 (さいたま市職員の職務に専念 する義務の特例に関する条例 施行規則第2条第9号を除	0	
く。) 11 会計年度任用職員の営利	<u>o</u>	
企業等従事を許可すること。 12 会計年度任用職員の介護 休暇、介護時間、育児休業及 び部分休業を承認すること。	0	
13 地方公務員法第28条第 2項第1号の規定により、会 計年度任用職員に休職を命じ	0	
<u>ること。</u> <u>14</u> [略]	[略]	<u>10</u> [略]
備考 [略]		備考[略]

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。